解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

名古屋市中区正木三丁目二番七〇号

社団法人愛知県石油業従業員退職金共済会

代表清算人　土川　保夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

鳥取市気高町二本木四一番地

特定非営利活動法人のどか

清算人　小田原義彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

山口県山口市旭通り二丁目九番一九号

社団法人山口県雇用開発協会

代表清算人　上原　祐輝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

福岡県福岡市早良区脇山二丁目一一番五九号

特定非営利活動法人九州鳴合文化保存協会

清算人　松田　裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

東京都港区芝二丁目八番一八号ＨＳビル二階

特定非営利活動法人地域創造ネットワーク・ジャパン

清算人　奈良　環

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の通常総会の決議により平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

長野県岡谷市長地片間町一丁目三番一号

社団法人中部電子工業技術センター

代表清算人　向山　孝一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

奈良県吉野郡吉野町大字国栖八八番地

財団法人野々口自治会

代表清算人　上森　昌昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日宮崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

宮崎県宮崎市田野町甲三二三二番地

田野町中ノ原土地区画整理組合

清算人代表　櫻木　照高

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

札幌市中央区南六条東二丁目一〇―七〇六

社団法人北海道スポーツフィッシング協会

代表清算人　藤本　靖

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

岩手県盛岡市みたけ三丁目二番二一号

特定非営利活動法人岩手県くらしの共生福祉互助会

清算人　井上　政昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月九日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

福島県郡山市愛宕町六番二七号

職業訓練法人郡山美容職業訓練協会

清算人　國津慶太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

財団法人全国土地改良資金協会

代表清算人　吉野　学

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

横浜市金沢区六浦三丁目六番二三号

特定非営利活動法人横浜子育て支援協会・木のぼり　清算人　浦野　敦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

福井市左内町八番二一号

財団法人西光寺福祉会

代表清算人　仙坊　光男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年五月二十七日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

兵庫県相生市本郷町一一番七号

相生市菅原横尾土地区画整理組合

清算人代表　寺田　昌利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月三十一日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月十七日

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浦山五三七〇番地

玄海商工事業協同組合

代表清算人　片山　義孝

残余財産分配に関する転居先不明等の待期者及び受給者であった方へのお知らせ

当基金は平成二十一年九月十五日厚生労働大臣の認可により、解散し清算手続きを進めておりますが、残余財産の分配についてのお知らせ文書を待期者及び受給者であった方に平成二十三年二月一日に発送し受取方法を選択いただきましたが、転居先不明及び分配金又は年金の受け取り辞退の方については、分配金又は年金を東京法務局へ供託することとなります。詳しい内容については、財団法人ゆうちょ財団のホームページ又は総務部へ照会してください。

連絡先　電話　〇三―五二七五―一八一八

平成二十三年六月十七日

東京都千代田区三崎町三丁目七番四号

ゆうちょ財団厚生年金基金

代表清算人　森　隆政